

社会福祉法人 豊結 香焼学童きらりキッズ ふるさと管理運営規程

1. 名称及び所在地

この児童クラブの名称と所在地は次のとおりとする。

- ・名称 香焼学童きらりキッズ ふるさと
- ・所在地 長崎市香焼町563番地11

2. 目的

香焼学童きらりキッズ ふるさと(以下「クラブ」という。)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校(準ずる施設を含む)に就学している児童に対し、授業の終了後にて適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とする。

クラブは、保護者への支援・連携、学校との連携、関係機関・地域との連携、安全対策、特に配慮を必要とする。

3. 運営

(1) 社会福祉法人豊結

クラブの運営は社会福祉法人豊結(以下、法人)が行う。クラブの事業計画、指導員の任命、その他運営に関する重要な事項について審議し、その運営の責任を担うものとする。

(2) 保護者会

入所児童の保護者により「香焼学童きらりキッズ ふるさと保護者会」を設置するものとする。保護者会は、法人と協力し、クラブの運営の責任の一端を担い、会員の交流と親睦を図るとともに、保育内容の充実を目指し、学童保育活動の発展のために努めることを目的とする。

保護者会の詳細については、別途「香焼学童きらりキッズ ふるさと保護者会規約」に定めるものとする。

(3) 指導員・補助員

クラブには原則として児童福祉施設最低基準第38条及び放課後児童健全育成事業実施要綱規定する者を配置する。日常的なクラブの運営は指導員が行うものとする。

指導員・補助員は、自ら資質の向上に努め、子どもの個人差や保護者との信頼関係の構築に配慮しながら、子どもの安全の確保、情緒の安定を図り、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うなど、指導員・補助員の役割を全うするよう努めるものとする。

4. 対象者

- (1) 入所対象者は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とする。ただし、これ以外の児童であっても、受入体制に余裕があると法人が認める場合は入所できるものとする。
- (2) 利用定員: おおむね40名とする
- (3) 通常の実施地域: 香焼小学校区の児童とする。ただし、これ以外の児童であっても、受入体制に余裕があると法人が認める場合は入所できるものとする。

5. 開所日時等

(1) 開所日時は、原則として次のとおりとする。ただし、学校や地域行事等により変更することがある。

区分		開所時間	備考
平日	長期休業日 以外	14時から 17時30分 まで	・利用者が通学する小学校の下校時刻が開所時間の始まりの時刻よりも早い日の開所時間の始まりの時刻は、その日の下校時刻とする。 ・利用者が通学する小学校の行事振替日の開所時間の始まりの時刻は、長期休業日の開所時間の始まりの時刻とする。
	長期休業日	9時から 17時まで	・利用者が通学する小学校の登校日の開所時間の始まりの時刻は、その日の下校時刻とする。
土曜日		9時から 17時まで	・利用者が通学する小学校の児童全員が出席する行事がある土曜日の開所時間の始まりの時刻は、その日の下校時間とする。ただし、当該小学校以外に通学する利用者がいる場合は、この限りでない。

* 開所時間とは、保育開始時刻だが、開所時間の1時間前より利用者は施設を利用できる。

* 延長保育(別途保育料がかかります。延長保育料100円/10分)は、18時まで。上限は月3,000円です。

* 長期休業日の延長保育料は、1回300円(18:00まで)。上限は月3,000円です。

* よかばいふれあい会、公民館まつりには休日ですが行事参加します。

* 日曜日、祝日、お盆休み、12月29日～1月3日は休所日。

(2) 保育内容

指導員が、次のような指導(保育)にあたるものとする。

- ・室内遊び 工作、ゲーム、編み物、おやつ作り、読書など
- ・野外遊び ボール遊び、鬼ごっこ、海遊び、散策(探検)など
- ・親子遊び ハイキング、遠足、バーベキューなど

*このほか、地域の伝統行事等にも積極的に参加するものとする。

(3) 保育の基本スケジュール

保育の基本スケジュールは次のとおりとする。

時間	平日	土曜日、長期休暇
9:00		開所、出欠確認
10:00		室内遊び
11:00		野外遊びなど
12:00		昼食
13:00		室内遊び
14:00	下校後、クラブへ出欠確認	野外遊びなど
15:00	おやつ、片付け	おやつ、片付け
16:00	宿題、室内遊び、野外遊びなど	室内遊び、野外遊びなど
17:00	集団帰宅	集団帰宅・通常保育終了
17:30	通常保育終了	延長保育は17時～18時まで
18:00	延長保育は17時半～18時まで	

6. 保育料等

保育料等は次のとおりとする。

	常時保育	
保育料(月)	1年生～2年生	9,500円
	3年生～4年生	8,500円
	5年生～6年生	3,500円
おやつ代(月)	1年生～6年生	1,500円
延長保育料	100円/10分	
傷害保険料	毎年度	800円
親子行事費	親子行事を行う際に随時決定	
兄弟割引	第2子以降、各1,500円引き	

☆保育料年間費

1年生～2年生	114,000円
3年生～4年生	102,000円
5年生～6年生	42,000円

※4/2以降入所の場合は、別途

※保育料は家計の負担を軽減する為、月割にして請求しております。自己都合により途中で退所される場合は残りの保育料を支払って頂きます。転校(引っ越し)などやむを得ない場合は除きます。

※ 季節受け入れに関してはその年の児童数などの事情によっては受け入れない可能性もあります。

※ 就学援助受給世帯、傷病による生活保護受給世帯、ひとり親家庭、未就学児がいる世帯で兄弟姉妹が児童クラブに2人以上入所している場合等には、利用料の減免もあります。月額上限4,000円。

7.事業の利用に当たっての留意事項

利用者の保護者は、放課後児童健全育成事業の利用にあたっては、次に規定する内容に留意するものとする。

(1) 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること

(2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(3) 利用者又はその家族について、下記の事項が当てはまった場合、退所となる場合がある。

- ・家族が仕事をやめるなど、入所の条件を満たさなくなった場合。
- ・引っ越しに伴い、校区が変更になった場合。
- ・保育料の滞納が連続で3か月続いた場合。
- ・他者に対する危険な行動が続き、周囲の安全を確保することが難しいと判断した場合

8.緊急時等における対応方法

(1)事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2)クラブは、スポーツ保険適用外の事故、ケガ、その他における責任は一切負いません。

9.非常災害対策

(1)事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する普段の注意と訓練(次項に規定するものを除く。)を行うものとする。

(2) 事業者は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、毎年3回以上行うものとする。

※詳細について別途マニュアルあり

10.虐待の防止のための措置に関する事項

児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4)【虐待防止に関する責任者 小島真一】

11.苦情解決の窓口

事業所は、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

(1)前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(2) 事業所は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(3) 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(4)【苦情連絡先 小島真一 電話番号 095-871-3204】

※詳細について別途マニュアルあり

12.個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする